

住民基本台帳法第 11 条第 1 項の請求に係る閲覧状況の公表について

- 1. 公表の方法：安芸高田市役所本庁の掲示板
安芸高田市ホームページ
- 2. 公表の期間：2026 年 10 月 13 日より 10 日間
- 3. 公表の時期：2026 年 10 月 13 日（2025 年 9 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日閲覧分）

2025 年度及び 2026 年度 住民基本台帳法第 11 条第 1 項に係る閲覧状況
(2025 年 9 月 1 日以降閲覧したもの)

	閲覧年月日	機関の名称	請求事由の概要	閲覧に係る 住民の範囲	備考
1	2025 年 11 月 26 日	自衛隊広島地方協力本部	自衛官募集に伴う 広報のため	安芸高田市全域	

以下余白

住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項の申出に係る閲覧状況の公表について

1. 公表の方法：安芸高田市役所本庁の掲示板
安芸高田市ホームページ
2. 公表の期間：2026 年 10 月 13 日より 10 日間
3. 公表の時期：2026 年 10 月 13 日（2025 年 9 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日閲覧分）

2025 年度及び 2026 年度 住民基本台帳法第 11 条の 2 第 1 項に係る閲覧状況
(2025 年 9 月 1 日以降閲覧したもの)

	閲覧年月日	申出者氏名 (法人名等及び代表者名)	利用目的の概要	閲覧に係る 住民の範囲	備考
1	2025 年 9 月 24 日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	全国メディア意識世論 調査	向原町坂	
2	2025 年 10 月 3 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	いのちと社会に関する 意識調査	向原町戸島	
3	2025 年 10 月 30 日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	甲田町上小原 甲田町下小原 向原町有留 向原町保垣	
4	2026 年 2 月 13 日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	甲田町上小原 甲田町上甲立 向原町戸島	
5	2026 年 5 月 26 日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	2026 年全国放送サービ ス接触動向調査	甲田町下小原	
6	2026 年 6 月 12 日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	高宮町佐々部 高宮町船木	
7	2026 年 7 月 14 日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	循環経済(サーキュラー エコノミー)に関する世 論調査	吉田町吉田	
8	2026 年 8 月 20 日	株式会社サーベイリサーチセン ター 代表取締役 藤澤 士朗	こどもの孤独・孤立の実 態把握のための全国調 査	甲田町	

以下余白